

# 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

三洋化成工業株式会社

2025 年 4 月 1 日

## 吸収合併に係る事後開示書類

京都市東山区一橋野本町 1 1 番地の 1  
三洋化成工業株式会社  
代表取締役 樋口 章憲

当社は、2024 年 11 月 16 日付で S D P グローバル株式会社（以下「S D P グローバル」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、S D P グローバルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。つきましては、本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）  
2025 年 4 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における各手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - (1) 吸収合併の差止請求  
S D P グローバルは当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の買取請求  
S D P グローバルは当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求  
S D P グローバルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。
  - (4) 債権者の異議  
S D P グローバルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 12 日付の官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における手続きの経過（会社法施行規則第 200 条 3 号）
  - (1) 株主の差止請求  
本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 12 日付の官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務

(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって S D P グローバルの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 本吸収合併の変更登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

効力発生日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

## 吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示書面)

2025 年 2 月 12 日

三洋化成工業株式会社

S D P グローバル株式会社

2025 年 2 月 12 日

## 吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示書面)

京都市東山区一橋野本町 1 1 番地の 1  
三洋化成工業株式会社  
代表取締役 樋口 章憲

東京都港区西新橋一丁目 1 番 1 号  
SDP グローバル株式会社  
代表取締役 今泉 雄高

三洋化成工業株式会社（以下「存続会社」といいます。）及びSDPグローバル株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2024 年 11 月 6 日付けで両者間で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、完全親子会社間の合併につき、合併の対価の交付はありませんが、存続会社は消滅会社の発行済株式（自己株式を除く。）のすべてを保有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。なお、本吸収合併により存続会社の資本金及び準備金の額の変動はありません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

### 4. 消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 計算書類等に関する事項

### (1) 存続会社

#### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

#### ②最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

存続会社は、2024年9月26日開催の取締役会において、連結子会社である消滅会社が100%持分を保有する三大雅精細化学品(南通)有限公司(以下「SDN」といいます。)について、消滅会社が、南通江天化学股份有限公司(以下「江天化学」といいます。)に全持分を譲渡することを目的とする持分譲渡契約を締結することについて、代表取締役に一任する決議を行い、消滅会社は、2024年9月27日、江天化学との間で、SDNの全持分を譲渡することを目的とする持分譲渡契約を締結し、同年12月16日、当該持分譲渡を実行しました。なお、当該持分譲渡契約の締結に伴い、存続会社は、2025年3月期中間連結会計期間において、特別損失(事業構造改革費用)を計上しました。

### (2) 消滅会社

#### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

#### ②最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

消滅会社は、2024年9月27日、江天化学との間で、消滅会社が100%持分を保有するSDNの全持分を譲渡することを目的とする持分譲渡契約を締結し、同年12月16日、当該持分譲渡を実行しました。

## 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

## 7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

## 合併契約書

三洋化成工業株式会社（本店所在地：京都市東山区一橋野本町11番地の1、以下「甲」という。）とSDP グローバル株式会社（本店所在地：東京都港区西新橋一丁目1番1号、以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

## 第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付しない。

## 第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

## 第4条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2025年4月1日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

## 第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

## 第6条（従業員）

甲は、効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

## 第7条（解散費用）

効力発生日以降において、甲の解散に必要な費用は、甲の負担とする。

## 第8条（合併承認）

1 甲及び乙は、本合併は、効力発生日において、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2 甲及び乙は、本契約締結時までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本合併に必要な事項に関する決議を行ったことを確認する。

#### 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

#### 第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2024年11月6日

甲：京都市東山区一橋野本町11番地の1  
三洋化成工業株式会社  
代表取締役社長 兼 執行役員社長 樋口 章憲



乙：東京都港区西新橋一丁目1番1号  
SDP グローバル株式会社  
代表取締役社長 今泉 雄高



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことで、経済活動は正常化に向かい、個人消費や輸出に持ち直しの動きが見られましたが、世界的な設備投資意欲の減退など依然として厳しい状況となりました。世界経済は、米国景気は底堅い一方、欧州は景気減速傾向にあり、また中国は輸出の低迷や不動産市況悪化の影響等により景気回復が遅れております。加えて、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東地域をめぐる情勢の悪化による資源エネルギー価格の高止まり・物価上昇など、先行き不透明な状況にあります。

化学業界におきましては、為替相場は、米国のインフレ率の鈍化や日銀による金融政策正常化への期待の高まりなどから円が反発する場面もありましたが、年間を通して米欧の長期的な金融引き締め観測から円安方向に推移しておりました。原油価格は世界的な景気の鈍化はあるものの中東情勢の緊迫化を背景に上昇基調を示しており、また中国の内需不振に加え中国製品の供給過剰により日本およびアジアマーケットにおける価格競争が激化するなど、事業環境は予断を許さない状況にあります。

このような環境下における当連結会計年度の売上高は、販売量の減少などにより1,595億1千万円（前期比8.8%減）となりました。利益面では、販売量の減少や新基幹システム稼働に伴う減価償却費の増加などにより営業利益は48億8千6百万円（前期比39.8%減）、経常利益は81億8千6百万円（前期比17.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は子会社における減損損失の計上や高吸水性樹脂事業及び中国における生産事業からの撤退に係る損失(事業構造改革費用)の計上などにより85億1百万円（前期は56億8千4百万円の利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### <生活・健康産業関連分野>

生活産業関連分野は、液体洗濯洗剤用界面活性剤及びポリエチレングリコールが国内外ともに市況が低迷し需要が減少したため、売上高は減少しました。

健康産業関連分野は、高吸水性樹脂が日本及びアジアで販売数量が減少し、売上高は大幅に減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は458億9千5百万円（前期比19.6%減）、営業損失は14億2千1百万円（前期は2千3百万円の利益）となりました。

### <石油・輸送機産業関連分野>

石油・輸送機産業関連分野は、自動車シートなどに使われるポリウレタンフォーム用原料が海外安価品の流入により低調でしたが、潤滑油添加剤、自動車内装表皮材用ウレタンビーズが好調に推移したため、売上高は順調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は504億7千9百万円（前期比4.6%増）、営業利益は28億1千9百万円（前期比4.0%減）となりました。

### <プラスチック・繊維産業関連分野>

プラスチック産業関連分野は、永久帯電防止剤が電子部品需要低迷のため低調となり、塗料コーティング用薬剤・添加剤も需要が減少し売上高は減少しました。

繊維産業関連分野は、風力発電用風車向けの炭素繊維用薬剤が低調に推移し、またタイヤコード糸等の製造時に使用される油剤の需要回復が遅れており、売上高は低調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は252億3千5百万円（前期比10.4%減）、営業利益は23億6千7百万円（前期比14.9%減）となりました。

### <情報・電気電子産業関連分野>

情報産業関連分野は、トナー関連材料の需要が減少したものの、原料価格高騰等による価格改定により売上高は横ばいとなりました。

電気電子産業関連分野は、半導体市場の回復により関連材料の売り上げが増加しましたが、アルミ電解コンデンサ用電解液が民生用の不調により、低調に推移し売上高は減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は228億7千万円（前期比1.3%減）、営業利益は18億3千1百万円（前期比27.0%減）となりました。

### <環境・住設産業関連分野他>

環境産業関連分野は、高分子凝集剤用のカチオンモノマーの需要が低迷したため、売上高は低調に推移しました。

住設産業関連分野は、家具・断熱材などに用いられるポリウレタンフォーム用原料及び建築シーラント用原料の販売が減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は150億3千万円（前期比17.8%減）、営業利益は5億3千9百万円（前期比60.7%減）となりました。

---

## (2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は、86億4千9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備等

当社

基幹業務システム（本社）

アルミ電解コンデンサ用電解液製造設備(Step1)（名古屋工場）

② 当期継続中の主要設備等

当社

炭素繊維用薬剤製造設備（鹿島工場）

アルミ電解コンデンサ用電解液製造設備(Step2)（名古屋工場）

サンプロコ株式会社

高機能分散剤製造設備（名古屋事業所）

サンヨーカセイ（タイランド）リミテッド

界面活性剤製造設備（新設）

## (3) 資金調達の状況

当年度の主な資金需要は海外関係会社における運転資金でしたが、これらは営業キャッシュフロー及び借入金により賄いました。

この結果、当期末における長短借入金残高は107億4百万円となりました。

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分	第97期 2020年度	第98期 2021年度	第99期 2022年度	第100期 (当期) 2023年度
売上高 (百万円)	144,757	162,526	174,973	159,510
営業利益 (百万円)	11,932	11,868	8,123	4,886
経常利益 (百万円)	11,999	12,771	9,918	8,186
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損失 (△)	7,282	6,699	5,684	△8,501
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	330.34	303.76	257.57	△384.99
総資産 (百万円)	195,723	200,194	202,182	205,818
純資産 (百万円)	142,951	147,032	148,994	141,577
自己資本利益率 (ROE) (%)	5.43	4.70	3.91	△5.96

(説明) 第97期は、原料価格下落に伴う製品価格の改定などにより減収となりました。利益面では、高付加価値製品の販売数量の減少、持分法による投資利益の減少、経営統合中止に伴う損失の計上等により営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益とも減益となりました。

第98期は、原料価格上昇に伴う製品価格の改定などにより増収となりました。利益面では、営業利益は前年並みとなりましたが、為替差益の増加などにより経常利益は増益、投資有価証券評価損の計上などにより親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

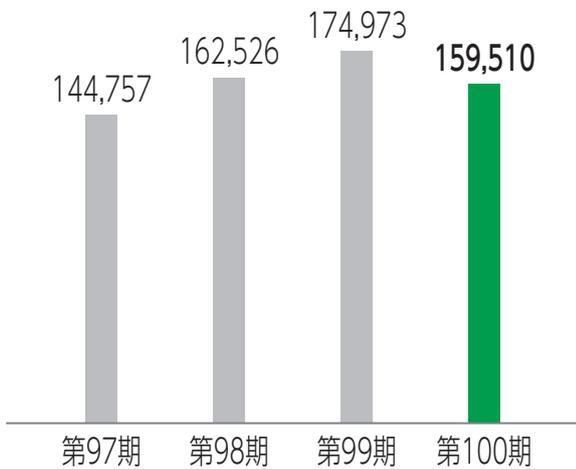
第99期は、原料価格上昇に伴う販売価格の改定などにより増収となりました。利益面では、販売量の減少、販売費および一般管理費の増加などにより営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益とも減益となりました。

第100期につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(注) 従来、連結損益計算書に独立掲記していた「営業外費用」の「棚卸資産廃棄損」は当期より「売上原価」に含めて表示しております。第99期については、当該表示方法の変更を反映した組替後の営業利益を記載しております。

## <ご参考>財産及び損益の状況の推移

■ 売上高 (百万円)



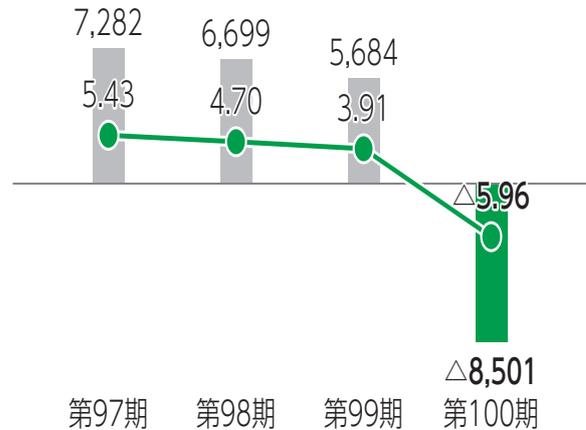
■ 営業利益 (百万円)



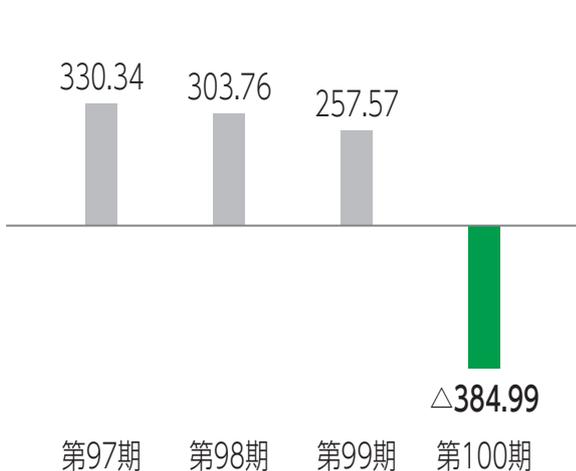
■ 経常利益 (百万円)



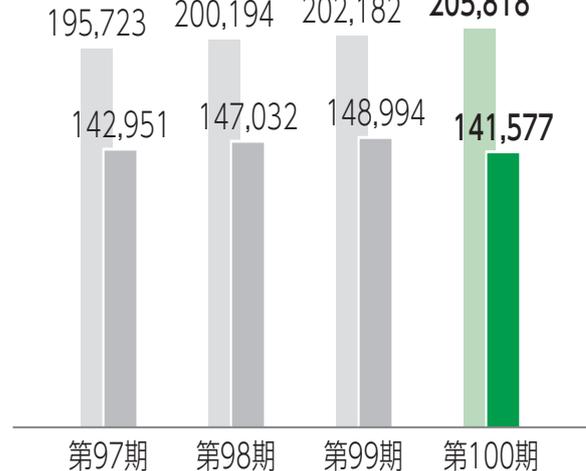
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)  
● 自己資本利益率 (ROE) (%)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 / ■ 純資産 (百万円)



## (5) 対処すべき課題

当社グループは、社是「企業を通じてよりよい社会を建設しよう」の下、2022年3月に経営方針「WakuWaku Explosion 2030」（以下、経営方針といいます）を策定し、2022年7月にはマテリアリティの特定を行いました。また、経営方針とマテリアリティに沿って、2023年度を起点とする3ヵ年計画として「新中期経営計画2025」（以下、新中期経営計画といいます）を策定しており、成長の道筋と具体策を明示しております。新中期経営計画では、経営方針で掲げた「実現したい社会」と「ありたい姿」への到達という目標を堅持し、そのために実行すべきミッションである「カーボンニュートラルへの貢献」と「QOLの向上」につながる製品群の開発・製造・販売に経営資源を重点的に投入することを表明しました。そして「基盤事業の見直し」、「基盤事業からの展開」、「新たな成長軌道」の3つの取り組みで「ありたい姿に向けた変革」を加速させ、収益力を向上させることとしておりました。

そのような中で、2023年度は中国経済悪化の長期化、終息しないロシア・ウクライナ情勢や混乱する中東情勢によるエネルギー価格の高騰、自動車・半導体市況は回復基調にある一方での電子部品需要の低迷など、グローバルに様々な環境変化があり、当社も大きな影響を受けました。その結果、収益力の向上は想定より遅れを呈しており、新中期経営計画の初年度である2024年3月期業績は期初計画未達となりました。また当社グループの業績は、ここ数年、売上高や営業利益の伸びの鈍化や、キャッシュフロー創出力の低下が明らかでした。

このような状況下において当社グループは、コモディティ化により収益が低迷していた高吸水性樹脂事業からの撤退を決定し、同事業に関わる中国の子会社については全持分譲渡の検討を、その他の地域の子会社については解散手続きを開始することとしました。同様に、低収益事業であった中国での界面活性剤等の生産事業からの撤退も決定し、関連する中国の子会社についても解散手続きを開始しています。これらの撤退により、当社グループにとっての長年の懸案事項の1つが解消され、構造改革は大きく前進したと自己評価しており、これにより収益力を向上させる環境整備が一步進んだと考えております。

この構造改革により、当社グループの売上規模は小さくなるものの、今後はこれらの低収益事業にかけていた経営資源を、高収益の製品群（新中期経営計画に掲げる高付加価値製品群（注力5製品群））及び新規事業の開発・製造・販売にシフトします。

こうしたポートフォリオの転換により、当社グループは小規模であっても、ユニークな機能を有する唯一無二のパフォーマンス・ケミカルスのメーカーとして、高収益企業を目指します。そして、最終的には「実現したい社会」と「ありたい姿」へ到達するため、今後は以下の事項に重点を置いて取り組んでまいります。

## (1) 「ありたい姿に向けた変革」加速のシナリオ

### ① 基盤事業の見直し

- 社内横断プロジェクト「ものづくり大改革」によるサプライチェーン全体での効率化によるコスト低減
- 原燃料・資材の高騰を反映した価格適正化による収益力回復
- 海外原料の積極調達による原料コストの低減
- 在庫低減によるキャッシュフローの改善
- 他社とのアライアンス等によるウレタン事業の収益改善

### ② 基盤事業からの展開

- 高付加価値製品群（注力5製品群）を中心とした海外への積極拡販
- 営業・研究一体による顧客ニーズの的確な把握と自社シーズの高度化による提案力の強化、それに基づく新規高収益ビジネスの創出
- タイに投資した高機能界面活性剤の新設備の活用による中国・東南アジアへの拡販

### ③ 新たな成長軌道

- QOL貢献製品の開発としての新たな治癒機構を有する創傷治癒・半月板修復材シルクエラスチン及び匂いセンサーの円滑な事業立ち上げと細胞外小胞（エクソソーム）精製キットの早期事業化
- カーボンニュートラル貢献製品の開発としてのペプチド農業向け新製品の販売開始、当社材料を活用したCCU<sup>(※)</sup>の技術確立

(※) Carbon dioxide Capture and Utilization（二酸化炭素の回収・有効利用）

## (2) 変革を支える活動

マテリアリティを中心に、持続可能な事業基盤を支えるための以下の取り組みを強化します。

- ① 企業存立の基礎である「安全」を最優先する経営の推進
- ② 製品ポートフォリオ変更に伴うCO2排出量削減のみならず、2050年度のカーボンニュートラルに向けたCO2排出削減のロードマップ策定とそれに基づく削減策として、生産現場へのCCUの導入、再生可能エネルギーの導入、生産工程の見直しの遂行
- ③ 働きがいの向上、人財育成と職場環境の向上のための人的資本投資として組織評価制度の導入、人財育成研修の強化、DEIの推進
- ④ イノベーションの創出を支えるDXの積極推進とデジタルプラットフォームの活用
- ⑤ 重要リスクの管理の徹底と透明性のある経営の実践として、リスク管理については、人権方針に沿った取り組みの推進、品質ガバナンスの強化、ハラスメント防止の徹底、また、透明性のある経営については、財務/非財務情報の積極的な開示

当社グループは収益力の向上を実現し、将来にわたって持続的な成長を遂げ、それを通じて「実現したい社会」と「ありたい姿」へ到達することと並行して、ステークホルダーの皆さまへの還元を充実させてまいります。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは各種パフォーマンス・ケミカルの製造・販売を主な事業としており、主要製品は次のとおりであります。

事業分野	主要製品	売上高比率
生活・健康産業関連分野	洗剤・洗浄剤用界面活性剤、ヘアケア製品用界面活性剤、高吸水性樹脂、医薬品原料等	28.8%
石油・輸送機産業関連分野	ポリウレタンフォーム用原料、自動車内装表皮材用ウレタンビーズ、潤滑油添加剤等	31.6%
プラスチック・繊維産業関連分野	永久帯電防止剤、顔料分散剤、樹脂改質剤、塗料用樹脂、炭素繊維用薬剤等	15.8%
情報・電気電子産業関連分野	重合トナー中間体、トナーバインダー、アルミ電解コンデンサ用電解液、電子部品製造工程用薬剤等	14.3%
環境・住設産業関連分野他	建築シーラント用原料、家具・断熱材用ポリウレタン原料、技術収入等	9.5%
合計		100.0%

## (7) 従業員の状況

① 当社グループ（当社及び連結子会社）の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,042名	47名減

(注) 上記の従業員数は社員（子会社における役員を除く）に常勤嘱託を加えた人数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,297名	28名減	41.3歳	16.6年

(注) 上記の従業員数は社員に常勤嘱託を加えた人数であります。

## (8) 重要な子会社の状況等

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主 要 な 事 業 内 容
SDPグローバル株式会社	2,900百万円	100%	高吸水性樹脂の製造販売
サンノプロ株式会社	400百万円	100%	紙パルプ薬剤、塗料用薬剤、各種工業用薬剤等の製造販売
サンケミカル株式会社	400百万円	50%	ポリウレタンフォーム用原料等の製造
サンアプロ株式会社	60百万円	50%	特殊触媒等の製造販売
三洋化成ロジスティクス株式会社	30百万円	100%	運送業・倉庫業
サンヨーケミカル・アメリカInc.	400千米ドル	100%	米国子会社の統括会社 潤滑油添加剤、ウレタンビーズ等の販売
サンヨーケミカル・テキサス・インダストリーズLLC	1米ドル	100% (100%)	ウレタンビーズの製造
SDPグローバル (マレーシア) S D N . B H D .	259,365千リンギット	100% (100%)	高吸水性樹脂の製造販売
サンヨーカセイ (タイランド) リ ミ テ ッ ド	990,950千バーツ	79%	界面活性剤、帯電防止剤、ウレタン樹脂等の製造販売
三洋化成精細化学品 (南通) 有限公司	27,500千米ドル	100%	界面活性剤、ウレタン樹脂等の製造
三大雅精細化学品 (南通) 有限公司	64,900千米ドル	100% (100%)	高吸水性樹脂の製造販売
三洋化成 (上海) 貿易有限公司	1,800千米ドル	100%	界面活性剤、ウレタン樹脂等の販売
韓国三洋化成株式会社	450,000千ウォン	100%	潤滑油添加剤、帯電防止剤等の販売

(注) 1. 議決権の所有割合欄の ( ) 内は、間接所有割合を示しております。

2. 上記以外に、持分法適用の非連結子会社として株式会社サンリビング、持分法適用の関連会社として株式会社サン・ペトロケミカル、塩浜ケミカル倉庫株式会社、サンライズ・ケミカルLLCの3社があります。

---

② その他

豊田通商株式会社は当社の議決権を19.4%、東レ株式会社は当社の議決権を17.3%所有しており、当社は両社の持分法適用の関連会社です。

(注) 当社の子会社及び関連会社ならびに豊田通商株式会社、東レ株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に基づく当社の特定関係事業者であります。

## (9) 主要な営業所及び工場等

当 社 本 店	京都市東山区一橋野本町11番地の1
国 内 営 業 拠 点	当社：東京（東京都港区）・名古屋（名古屋市）・ 中国（広島市）・西日本（福岡市） SDPグローバル㈱：東京（東京都港区） サンノプロ㈱：東京（東京都港区）・京都（京都市東山区） サンアプロ㈱：東京（東京都港区）
海 外 営 業 拠 点	サンヨーケミカル・アメリカInc.：アメリカ 三洋化成（上海）貿易有限公司：中国 韓国三洋化成株式会社：韓国 台湾三洋化成股份有限公司：台湾
国 内 生 産 拠 点	当社：名古屋（愛知県東海市）・衣浦（愛知県半田市）・ 鹿島（茨城県神栖市）・京都（京都市） SDPグローバル㈱：名古屋（愛知県東海市） サンノプロ㈱：名古屋（愛知県東海市） サンケミカル㈱：川崎（川崎市）
海 外 生 産 拠 点	サンヨーケミカル・テキサス・インダストリーズLLC：アメリカ SDPグローバル（マレーシア）SDN.BHD.：マレーシア サンヨーカセイ（タイランド）リミテッド：タイ 三洋化成精細化学品（南通）有限公司：中国 三大雅精細化学品（南通）有限公司：中国
研 究 所	当社：本社研究所（京都市東山区）・桂研究所（京都市西京区） SDPグローバル㈱：京都（京都市東山区） サンノプロ㈱：名古屋（愛知県東海市）・京都（京都市東山区） サンアプロ㈱：京都（京都市西京区）

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,385百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,560百万円
株式会社みずほ銀行	2,158百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,600百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 51,591,200株  
 (2) 発行済株式の総数 23,534,752株  
 (3) 当期末株主数 11,677名 (前期末比171名減)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
豊 田 通 商 株 式 会 社	4,286	19.3
東 レ 株 式 会 社	3,826	17.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,810	8.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,225	5.5
E N E O S ホールディングス株式会社	1,061	4.8
株 式 会 社 日 本 触 媒	755	3.4
三 洋 化 成 従 業 員 持 株 会	571	2.6
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G ( F E - A C ) 〈バンク オブ ニューヨーク シーエム クライアント アカウト ジエイピー-アールディ アイイスジ- イフイー- イイシー〉	203	0.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	187	0.8
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	168	0.8

(注) 1. 上表の株主には、自己株式は含めておりません。また、持株比率は自己株式 (1,344,455株) を控除して計算しております。

2. 取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された、当社の取締役等を受益者とする信託が保有する当社株式 (104,500株) は、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式 (1,225,200株) に含まれており、自己株式 (1,344,455株) には含まれておりません。

3. 株主名簿上にカナ表記のある外国法人については、〈 〉内にカナ表記をしております。

### (5) 当事業年度中に会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付した株式に関する事項

対 象	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )	7,187株	1名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
安藤孝夫	取締役会長 取締役会議長	
樋口章憲	代表取締役社長兼執行役員社長	
前田浩平	代表取締役兼執行役員副社長 全社安全担当兼生産部門担当兼生産本部長	サンケミカル株式会社代表取締役社長
原田正大	取締役兼常務執行役員 事業企画管掌兼エネルギー事業本部長兼Beauty & Personal Care統括部担当	
須崎裕之	取締役兼常務執行役員 サステナビリティ担当兼経営企画本部長	
西村健一	取締役兼執行役員 企業倫理担当兼間接部門担当兼事務本部長	
白井文	取締役	ブラザー工業株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役
小畑英明	取締役	日新電機株式会社顧問 社会福祉法人京都府社会福祉協議会会長
佐野由美	取締役	公益財団法人21世紀職業財団関西事務所長
黒目泰一	監査役（常勤）	
堀家尚文	監査役（常勤）	
加留部 淳	監査役	豊田通商株式会社シニアエグゼクティブアドバイザー KDDI株式会社社外監査役
中野雄介	監査役	清友監査法人包括代表社員 清友税理士法人代表社員 中野公認会計士事務所所長 NISSHA株式会社社外監査役 株式会社エスケーエレクトロニクス社外取締役（監査等委員）

- 
- (注) 1. 取締役 白井 文、小畑英明、佐野由美の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 黒目泰一、加留部 淳、中野雄介の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役 中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当期中の役員の変動は、次のとおりであります。
- (1) 2023年6月23日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、下南裕之氏は任期満了により、取締役を退任いたしました。
- (2) 2023年6月23日開催の第99回定時株主総会において、須崎裕之氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 事業年度末日後の取締役の担当の変動及び重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりであります。
- 2024年4月1日付
- 原田正大 取締役兼常務執行役員営業担当兼界面活性剤事業本部長  
サンアプロ株式会社代表取締役社長
6. 当社は、取締役 白井 文、小畑英明、佐野由美の3氏及び監査役 中野雄介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社（サンヨーケミカル・アメリカInc.を除く）の取締役、監査役、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	210	150	13	46	7
監査役 (社外監査役を除く)	30	23	6	-	1
社外取締役	26	26	-	-	3
社外監査役	48	41	6	-	3
計	315	241	27	46	14

- (注) 1. 対象となる役員の員数ならびに報酬等の総額には、当期中に退任した取締役1名分を含んでおりません。
2. 株式報酬欄に記載の金額は株式報酬制度に係る当事業年度中の株式報酬引当金の当期繰入額であります。
3. 報酬等の総額が1億円以上である取締役及び監査役はありません。
4. 使用人兼務役員の使用人分給与はありません。
5. 上記のほか、当事業年度において社外役員が当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

##### ② 取締役の報酬等の決定方針等

当社の取締役の報酬等については、企業業績向上に向け優秀な人材の確保につながることに、職責に見合った報酬水準、報酬体系となるよう設計することを基本方針としております。これらの報酬水準、報酬体系については、業績の推移や外部の客観データ等を勘案して決定しており、その妥当性については、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会において検証しております。なお、取締役の報酬等の決定に関する基本方針は、取締役会で審議・決定しております。

- 
- ・取締役の報酬等の決定に関する基本方針の内容の概要は以下のとおり。
    - (i) 基本報酬：各取締役の役割と責任を基準に、中長期及び当該事業年度の業績状況や他社水準も勘案の上決定し、月例で支給いたします。
    - (ii) 賞与：業績向上に対する意識を高めるため、企業の収益力を表す連結経常利益を指標とし、当該事業年度及び中長期の業績状況を基準に総支給額を算出し、配分については各取締役の役割と責任を基準に決定し、毎年一定の時期に支給いたします。  
なお、当事業年度における連結経常利益の目標値は95億円で、実績値は81億円でした。
    - (iii) 株式報酬：株式交付規定に基づき、役位等に応じてポイントを付与し、原則として取締役退任時にポイント数に応じた当社株式を交付いたします。  
なお、当事業年度においては7名の取締役に対し、総計11,088ポイント付与いたしました。
  - ・当事業年度においては、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定は、取締役会決議により代表取締役社長樋口章憲に委任しております。委任する権限の内容は、各取締役の役割と責任を踏まえた基本報酬及び業績連動報酬の総額及び配分を決定する権限としております。これらの権限を委任した理由は、当社グループの中長期的な業績状況を勘案しつつ、各取締役の担当事業に対する責任と成果を反映させる評価を行うには代表取締役社長が適しているからであります。
  - ・上記報酬水準・報酬体系を含む当事業年度の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、業績向上に向けたインセンティブとして有効に機能するよう取締役会で審議・決定しております。代表取締役社長へ委任する権限の内容につきましても、社外取締役の意見を十分尊重して審議を尽くしており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものとなっていると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

【取締役報酬】

- ・ (i) 基本報酬、(ii) 賞与、(iii) 株式報酬で構成（(ii)、(iii)は社外取締役を除く）。
- ・ (i)、(ii)は2016年6月17日開催の第92回定時株主総会で承認された報酬枠（賞与を含め年額450百万円以内、うち社外取締役分は年額50百万円以内）の範囲内で決定。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）。
- ・ (iii)は2018年6月22日開催の第94回定時株主総会で承認された以下の枠内で決定。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名。

信託期間	約3年間
信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金360百万円
取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり27,000ポイント
取締役に付与される株式の数	1ポイントにつき当社株式1株を付与

2018年に設定した上記信託期間は2021年8月で満了したため、信託期間を2024年8月まで3年間延長し、本制度を継続しております。

【監査役報酬】

- ・ (i) 基本報酬、(ii) 賞与で構成。
- ・ 2008年6月20日開催の第84回定時株主総会で承認された報酬枠（賞与を含め年額96百万円以内）の範囲内で監査役の協議により決定。なお、当該定時株主総会終結時の監査役の員数は4名。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況等

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 等
取 締 役	白 井 文	当期開催された取締役会15回すべてに出席しております。長年にわたる市政運営や他社での社外取締役としての経験をもとに、独立した立場から多角的な視点で積極的に指摘・意見を述べており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、当期開催された指名・報酬委員会6回すべてに出席し、役員の人事・報酬等に関して独立した立場から積極的に意見を述べております。
取 締 役	小 畑 英 明	当期開催された取締役会15回すべてに出席しております。幅広い領域を持つ企業での長年にわたる経営経験をもとに、当社の経営全般にわたり、独立した立場から積極的に指摘・意見を述べており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、当期開催された指名・報酬委員会6回すべてに出席し、役員の人事・報酬等に関して独立した立場から積極的に意見を述べております。
取 締 役	佐 野 由 美	当期開催された取締役会15回すべてに出席しております。人材育成に関する豊富な実務経験をもとに、独立した立場から積極的に指摘・意見を述べており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。また、当期開催された指名・報酬委員会6回すべてに出席し、役員の人事・報酬等に関して独立した立場から積極的に意見を述べております。
監 査 役	黒 目 泰 一	当期開催された取締役会15回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、グローバルな経営経験をもとに、有用な指摘・意見を述べております。
監 査 役	加 留 部 淳	当期開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会11回すべてに出席し、豊富な企業経営の経験をもとに、有用な指摘・意見を述べております。
監 査 役	中 野 雄 介	当期開催された取締役会15回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、有用な指摘・意見を述べております。

② 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	白 井 文	同氏は、ブラザー工業株式会社及び株式会社ロイヤルホテルの社外取締役であります。ブラザー工業株式会社は当社と取引関係がありますが、株式会社ロイヤルホテルは当社と取引関係はありません。
取 締 役	小 畑 英 明	同氏は、日新電機株式会社の顧問、社会福祉法人京都府社会福祉協議会の会長であります。いずれも当社との取引関係はありません。
取 締 役	佐 野 由 美	同氏は、公益財団法人21世紀職業財団の関西事務局長であります。同財団は、当社と取引関係があります。
監 査 役	加留部 淳	同氏は、豊田通商株式会社のシニアエグゼクティブアドバイザー、KDDI株式会社の社外監査役であります。豊田通商株式会社は当社の特定関係事業者であり、KDDI株式会社は、当社と取引関係があります。
監 査 役	中 野 雄 介	同氏は、清友監査法人の包括代表社員、清友税理士法人の代表社員、中野公認会計士事務所の所長、NISSHA株式会社の社外監査役、株式会社エスケーエレクトロニクスの社外取締役（監査等委員）であります。NISSHA株式会社は当社と取引関係がありますが、その他の兼職先と当社との間には取引関係はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る報酬等の額

名称	当事業年度に係る報酬等の額
EY新日本有限 責任監査法人	① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 : 80百万円
	② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 : 93百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、担当役員、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、これまでの職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由が発生したときは、監査役全員の同意により、当該会計監査人を解任します。
- ② 監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を損なう事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

### (3) その他の事項

当社の重要な子会社のうちサンヨーカセイ（タイランド）リミテッド、三洋化成精細化学品（南通）有限公司、三大雅精細化学品（南通）有限公司、三洋化成（上海）貿易有限公司及びSDPグローバル（マレーシア）SDN.BHD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ収益力の向上により、将来に向かっての企業基盤強化を図りながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。連結配当性向30%以上をめどに、中長期的な配当水準の向上を目指してまいります。また、内部留保資金については将来の成長につながる投資に活用したいと考えております。

< 1株当たり配当金及び配当性向の推移 >

	第97期 (2021年3月期)	第98期 (2022年3月期)	第99期 (2023年3月期)	第100期 (当期) (2024年3月期)
中間	70.0円	85.0円	85.0円	85.0円
期末	80.0円	85.0円	85.0円	85.0円
年間	150.0円	170.0円	170.0円	170.0円
配当性向	45.4%	56.0%	66.0%	—

- 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てております。  
比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>105,929</b>	<b>流動負債</b>	<b>53,519</b>
現金及び預金	27,240	買掛金	23,849
受取手形及び売掛金	44,967	電子記録債務	4,911
電子記録債権	492	短期借入金	8,682
商品及び製品	19,842	1年内返済予定長期借入金	505
半製品	5,082	未払金	8,491
仕掛品	350	未払法人税等	1,384
原材料及び貯蔵品	5,859	賞与引当金	2,064
その他	2,576	役員賞与引当金	36
貸倒引当金	△484	営業外電子記録債務	557
		その他	3,035
<b>固定資産</b>	<b>99,889</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,720</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>51,477</b>	長期借入金	1,516
建物及び構築物	16,003	繰延税金負債	2,938
機械装置及び運搬具	22,266	株式報酬引当金	431
土地	8,869	退職給付に係る負債	102
建設仮勘定	1,936	事業構造改革引当金	4,706
その他	2,401	その他	1,026
<b>無形固定資産</b>	<b>7,563</b>	<b>負債合計</b>	<b>64,240</b>
ソフトウェア	6,348	<b>(純資産の部)</b>	
その他	1,214	<b>株主資本</b>	<b>120,134</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,848</b>	資本金	13,051
投資有価証券	30,701	資本剰余金	13,270
長期貸付金	3,545	利益剰余金	99,488
繰延税金資産	417	自己株式	△5,675
退職給付に係る資産	3,672	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>18,902</b>
その他	2,541	その他有価証券評価差額金	11,584
貸倒引当金	△30	為替換算調整勘定	5,978
		退職給付に係る調整累計額	1,339
<b>資産合計</b>	<b>205,818</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,540</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>141,577</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>205,818</b>

# 連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		159,510
売上原価		130,231
売上総利益		29,279
販売費及び一般管理費		24,392
営業利益		4,886
営業外収益		
受取利息	167	
受取配当金	1,005	
不動産賃貸料	134	
為替差益	1,713	
持分法による投資利益	223	
その他	565	3,811
営業外費用		
支払利息	139	
不動産賃貸原価	67	
その他	303	510
経常利益		8,186
特別利益		
投資有価証券売却益	2,030	2,030
特別損失		
投資有価証券評価損	440	
出資金評価損	453	
減損損失	3,238	
固定資産除却損	1,372	
事業構造改革費用	12,059	17,563
税金等調整前当期純損失 (△)		△7,346
法人税、住民税及び事業税	2,775	
法人税等調整額	△1,485	1,290
当期純損失 (△)		△8,636
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△135
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△8,501

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>74,680</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,129</b>
現金及び預金	14,829	電子記録債務	4,911
電子記録債権	186	買掛金	22,461
売掛金	38,403	未払金	4,701
商品及び製品	9,339	未払費用	1,132
半製品及び仕掛品	4,971	未払法人税等	945
原料	2,703	未払消費税等	473
容器	85	預り金	3,680
貯蔵品	116	賞与引当金	1,639
前払費用	274	役員賞与引当金	27
関係会社短期貸付金	679	営業外電子記録債務	516
未収入金	3,435	債務保証損失引当金	2,600
その他	120	その他	38
貸倒引当金	△464	<b>固定負債</b>	<b>3,024</b>
<b>固定資産</b>	<b>88,350</b>	繰延税金負債	1,261
<b>有形固定資産</b>	<b>39,114</b>	株式報酬引当金	431
建物	9,769	関係会社事業損失引当金	412
構築物	2,573	その他	919
機械装置	16,292	<b>負債合計</b>	<b>46,154</b>
車両運搬具	33	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	1,541	<b>株主資本</b>	<b>105,295</b>
土地	8,116	<b>資本金</b>	<b>13,051</b>
建設仮勘定	787	<b>資本剰余金</b>	<b>12,317</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>6,202</b>	資本準備金	12,191
ソフトウェア	6,069	その他資本剰余金	126
その他	133	<b>利益剰余金</b>	<b>85,602</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,033</b>	利益準備金	2,775
投資有価証券	13,973	その他利益剰余金	82,826
関係会社株式	20,108	任意積立金	88,675
出資金	1,356	配当準備積立金	329
関係会社出資金	250	別途積立金	88,346
長期貸付金	12	繰越利益剰余金	△5,848
関係会社長期貸付金	16,944	<b>自己株式</b>	<b>△5,675</b>
長期前払費用	216	<b>評価・換算差額等</b>	<b>11,581</b>
前払年金費用	1,744	その他有価証券評価差額金	11,581
敷金及び保証金	402	<b>純資産合計</b>	<b>116,876</b>
その他	224	<b>負債純資産合計</b>	<b>163,031</b>
貸倒引当金	△12,199		
<b>資産合計</b>	<b>163,031</b>		

# 損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		109,900
売上原価		89,337
売上総利益		20,562
販売費及び一般管理費		17,615
営業利益		2,947
営業外収益		
受取利息	492	
受取配当金	1,622	
不動産賃貸料	630	
為替差益	1,605	
その他	521	4,873
営業外費用		
支払利息	13	
その他	228	242
経常利益		7,577
特別利益		
投資有価証券売却益	2,030	
受取保険金	11	2,042
特別損失		
固定資産除却損	1,327	
投資有価証券評価損	440	
出資金評価損	453	
子会社株式評価損	2,561	
貸倒引当金繰入	9,160	
貸倒損失	485	
債務保証損失引当金繰入	2,600	
関係会社事業損失引当金繰入	412	
事業構造改革費用	154	
その他	4	17,601
税引前当期純損失 (△)		△7,982
法人税、住民税及び事業税	1,833	
法人税等調整額	△2,012	△179
当期純損失 (△)		△7,802

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

三洋化成工業株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 男  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 謙 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋化成工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

三洋化成工業株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 男  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 謙 一 郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋化成工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

三洋化成工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）黒 目 泰 一 ⑩

常勤監査役 堀 家 尚 文 ⑩

監査役（社外監査役）加留部 淳 ⑩

監査役（社外監査役）中 野 雄 介 ⑩

株主各位

## 第100回定時株主総会資料

### 電子提供措置事項のうち 書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項

#### 事業報告

会社の体制及び方針

#### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

#### 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 三洋化成工業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

## <事業報告>

### 会社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「企業を通じてよりよい社会を建設しよう」の「社是」のもと、グローバルに、ユニークな優良企業グループを目指し、「企業倫理憲章」の実践を通じて、よき企業市民として持続可能な社会の実現に貢献していきます。

そのため、「コンプライアンスなくして優良企業たりえず」及び「企業の社会的責任を肝に銘じて行動する」ことを掲げ、コーポレート・ガバナンスの強化を図るべく、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として、以下の基本方針を取締役会で決議しています。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人が法令・定款で定める事項や社会規範及び社内規定等を遵守するため、「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を定めます。

また、企業倫理担当取締役を任命し企業倫理の確立と実践を図るとともに、コンプライアンスに関わる教育・研修等の活動を通じて、コンプライアンスの徹底を図ります。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」に則り原則として月に1回開催し、法令・定款に定める事項、ならびに業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

取締役会の運営状況については監査役が監査し、結果を取締役会に報告します。

(c) 取締役会直轄の組織として、サステナブル経営委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を設置、経営会議直轄の組織として、CSR推進管理委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

(d) 法令及び定款等に適合した職務の執行を行うため、「就業規則」、「業務責任規定」等の規定を定めます。

(e) 社長直轄組織の監査本部が、「内部監査規定」に基づき法令・定款や社内規定等の遵守状況を監査します。

(f) 当社及び当社グループの使用人からのコンプライアンスに関する相談または通報窓口として、ホットラインを社内外に設け「内部通報規定」に基づいて適正に対応します。

(g) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応を徹底し関係を遮断します。

#### ② 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 会社の機密情報や個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止するため、「機密管理規定」や「個人情報保護管理規定」等を定め適正に管理します。

(b) 「文書管理規定」等を定め、これに基づき取締役会・経営会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の職務の執行に係る決裁書類、会社の権利義務を証する各種契約文書等の重要な業務執行関連文書を適正に保存・管理します。

(c) 会社法、金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示則に基づいて開示が必要な会社情報は勿論のこと、適時開示則に該当しない重要な情報についても、ディスクロージャー・ポリシーに従い適時適切に、積極的かつ公正に開示します。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (a) 経営戦略や事業目的等の達成に影響を及ぼす重要なリスクに対しては、内部統制部が中心となってリスクの軽減を図り、その運用状況を評価して改善に努めます。
- (b) 当社及び当社グループを取り巻くリスクに対応すべく、「業務責任規定」、「製造物責任 (PL) 基本規定」、「情報システムセキュリティ規定」等の社内規定を定め、所管部署がリスク管理します。
- (c) 不測の事態が発生した場合は、「BC (事業継続) 対策本部規定」や「環境・保安基本規定」、「海外危機管理基本規定」に基づき、現地対策本部を立ち上げ迅速かつ的確に対応します。また、不測の事態発生を想定した訓練を計画的に実施します。
- (d) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価・改善活動を推進し、内部統制委員会が活動状況を指導・監督します。
- (e) 監査本部が各業務執行部門のリスク管理状況を監査します。

④ **取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督を行います。  
また、「執行役員制度」を設け、執行役員は取締役会で決定した経営方針等に従い業務執行を行うことで、経営の意思決定と業務執行の区分を明確にします。
- (b) 取締役会決議事項を事前審議するとともに、執行役員の重要な業務執行の具体的内容を審議・決定するため、「経営会議」を原則として月1回開催し業務執行の効率化を図ります。
- (c) 中期経営計画及び年度総合計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、業績管理を行い、業務執行の結果を明らかにします。
- (d) 各組織の権限及び責任の明確化のため、「業務責任規定」、「業務実行責任者及び手続規定」を定め、業務執行の効率化を図ります。
- (e) 効率的な業務執行を行う体制を構築するため、ITシステムの主管部署を設けてシステム整備及びその維持・改善を図ります。

⑤ **当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- (a) 当社グループの取締役等及び使用人が法令・定款で定める事項や社会規範及び社内規定等を遵守するため、「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を当社グループ全体で共有し、その浸透・徹底を図ります。
- (b) 「関係会社運営規定」に基づき、権限配分を適正化するとともに、当社取締役または執行役員を当社グループの担当役員とし、指導する体制とします。
- (c) 当社グループへの取締役や監査役の派遣、当社及び当社グループの社長会や連結営業会議の開催、ならびに月報提出等を通じて、当社グループの取締役等は職務執行内容を当社に報告する体制とします。
- (d) 当社監査役は定期的に当社グループの取締役の職務執行の状況を監査します。  
また、国内グループについては、国内グループ監査役連絡会の開催を通じて情報交換等を行い、監査の有効性を確保します。
- (e) 当社監査本部は、定期的に当社グループの内部統制の実状を監査します。

⑥ **監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の独立性や実効性の確保に関する事項**

- (a) 監査役会直轄の組織として監査役スタッフ室を設置し、監査役スタッフ室所属の使用人が監査役の職務を補助する体制とします。
- (b) 監査役スタッフ室所属の使用人の異動・人事評価等に当たっては、監査役の同意を得ることとします。

⑦ **監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等**

- (a) 当社及び当社グループの取締役・執行役員等は、当社監査役との定期的な会合を通じて、監査役に職務執行状況等を報告する体制とします。
- (b) 監査役が会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会のほか経営会議・サステナブル経営委員会・CSR推進管理委員会・コンプライアンス委員会・内部統制委員会等の重要な会議には、監査役の出席を保証します。また、本部長以上による決裁書類は全て監査役に回付するとともに、監査役から要求のあった書類は、全て監査役が閲覧できる体制とします。
- (c) 内部監査の結果は、監査本部から直接代表取締役及び監査役に報告します。
- (d) ホットラインへの内部通報の内容は、企業倫理担当取締役と協議し、かつ監査役に報告します。  
重要な内容に関してはコンプライアンス委員会に報告し、その是正措置を決定し対策を講じます。  
なお、内部通報者及びその調査の協力者が不利な取扱いを受けることが無きよう、「内部通報規定」にその旨を定めて適正に対応します。また、監査役への報告者及びその協力者についても同様に対応します。
- (e) 監査役は、監査本部や会計監査人の監査計画作成に参画するとともに、必要に応じて監査に立会います。  
また、監査本部や会計監査人とは、監査結果の報告や定期的な情報交換等を通じて連携を密にします。
- (f) 監査役監査に対しては、監査役からの要請に基づき、監査本部がこれに協力します。
- (g) 監査役の職務執行に係る費用等の処理に関して適正に対応します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、毎年、内部統制部が当該システムの構築・運用状況を評価し、取締役会直轄の内部統制委員会（当事業年度は計2回開催）に報告する仕組みとしており、当委員会が活動状況を指導・監督しております。

当事業年度において実施した内部統制上重要と考える主な取り組みは、以下のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取り組み**

- ・法令、定款、社会規範、社内規定等を遵守するため、「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を定めて当社グループで共有しており、これらを掲載した「しおり」を携行し、事業活動のあらゆる場面で社会的良識と清廉さを持って行動するよう努めています。
- ・取締役会直轄のコンプライアンス委員会の決定に基づき、ハラスメント撲滅を目的とし、①オンライン研修でハラスメントに関する知識を身につけ、②アンケート調査にて実態を把握し、③ハラスメント撲滅に向けグループディスカッションを行うという3部構成で企業倫理勉強会を実施しました。
- ・レスポンシブル・ケア本部にて、保安防災、環境保全に関する基本方針に基づき具体的施策を立案推進し、品質に関する「法令・規定類の遵守、ユーザー契約内容の履行状況及び品質管理システム、規定類の妥当性」と「業務の適正実施とその有効性、効率性及び信頼性」を統括及び監査し有効な改善提案を行っていることを、テクニカル監査部が確認しました。

- ・ホットライン（社内窓口は監査本部長、社外は顧問弁護士）及び相談窓口（社内窓口は人事本部ハラスメント相談室、社外は21世紀職業財団ハラスメント相談窓口）への通報・相談内容及び対応策等に関して、コンプライアンス委員会にて全ての実績の報告を受け、運用状況を確認しました。

## ② リスク管理に関する取り組み

- ・経営戦略や事業目的等の達成に影響を及ぼす重要なリスクを選定し、内部統制部が中心となって内部統制システムを構築してモニタリングと改善を図っており、これらの活動状況の指導・監督は、内部統制委員会が実施しています。
- ・財務報告以外の内部統制システムの評価として、重要リスクに関連した2件の内部監査（労働安全衛生関連法令への適合状況、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）への対応）を実施し内部統制委員会にその監査結果を報告しました。

## ③ 取締役等の職務執行の効率化に関する取り組み

- ・取締役による取締役会の実効性の分析及び相互評価を実施し、その評価の結果（2022年度）について「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で開示しました。
- ・「2030年のありたい姿に向けた経営方針」「新中期経営計画2025の基本方針」「2023年度総合計画」を策定し、当社ホームページ等で公表して経営目標を明確化し業績管理を行っています。また、業務執行の結果を経営会議等の場でフォローしています。
- ・新基幹システムとしてSAPを導入・稼働させ、業務の効率化を推進しています。

## ④ 子会社の業務の適正を確保するための取り組み

- ・「関係会社運営規定」に基づき、当社取締役または執行役員を子会社の担当役員とし、担当する子会社の運営を指導する体制を取っております。また、当社取締役や監査役等の子会社への派遣、社長会等を通じて、子会社の取締役等は当社に職務執行内容を報告する体制としています。
- ・韓国関係会社1社についてビジネス監査部が内部監査を実施しました。
- ・タイ関係会社1社、中国関係会社2社、マレーシア関係会社1社、アメリカ関係会社1社について、レスポンシブル・ケア本部が監査を実施しました。テクニカル監査部は、その監査結果を確認しました。

## ⑤ 監査役監査の実効性の確保等に関する取り組み

- ・監査役は、監査役会（当事業年度は計11回開催）で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び業務執行取締役、ならびに主要な子会社の取締役等との面談を行い、職務執行状況等に関して意見交換を行いました。
- ・監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議（原則月1回開催）その他の重要会議に出席することにより、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しました。
- ・常勤監査役は、会計監査人や当社監査本部の監査計画の作成に参画するとともに、必要に応じて監査に立ち会い、また、会計監査人や当社監査本部から監査結果の報告を受ける等、双方向の情報交換を通じて連携強化を図りました。
- ・監査役会直轄の組織として監査役スタッフ室を設置しており、監査役の指示に基づき監査役スタッフ室員が職務を遂行しました。

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,051	13,270	111,762	△5,730	132,353
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,772		△3,772
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△8,501		△8,501
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		0		57	57
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	△12,273	54	△12,218
当 期 末 残 高	13,051	13,270	99,488	△5,675	120,134

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 額	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,816	4,579	317	13,714	2,927	148,994
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,772
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△8,501
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 処 分						57
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	2,767	1,398	1,021	5,188	△386	4,801
当 期 変 動 額 合 計	2,767	1,398	1,021	5,188	△386	△7,417
当 期 末 残 高	11,584	5,978	1,339	18,902	2,540	141,577

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………14社	S D P グローバル(株)、サンケミカル(株)、サンノプロ(株)、サンヨーケミカル・アメリカInc.、三大雅精細化学品(南通)有限公司、三洋化成精細化学品(南通)有限公司、S D P グローバル(マレーシア) S D N. B H D. 他7社
非連結子会社……………6社	(株)サンリビング、聖大諾象国際貿易(上海)有限公司、サンノプロ(上海)貿易有限公司、台湾三洋化成股份有限公司、韓国三洋化成製造(株)他1社

上記非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社……………1社	(株)サンリビング
持分法適用の関連会社……………3社	(株)サン・ペトロケミカル、塩浜ケミカル倉庫(株)、サンライズ・ケミカルL C C
持分法非適用の非連結子会社……………5社	聖大諾象国際貿易(上海)有限公司、サンノプロ(上海)貿易有限公司、台湾三洋化成股份有限公司、韓国三洋化成製造(株)他1社
持分法非適用の関連会社……………3社	韓国サンノプロ(株)、富士フィルム三洋化成ヘルスケア(株)他1社

上記持分法非適用会社は、いずれも小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用会社から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンヨーカセイ(タイランド)リミテッド、サンヨーケミカル・アメリカInc.、サンヨーケミカル・アンド・レジンズL L C、サンヨーケミカル・テキサス・インダストリーズL L C、三洋化成精細化学品(南通)有限公司、三大雅精細化学品(南通)有限公司および三洋化成(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日である3月31日に仮決算を行った計算書類を基礎としております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券  
その他有価証券  
・市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② デリバティブ  
時価法
- ③ 棚卸資産  
月別総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役等に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

⑤ 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは生活・健康産業関連分野、石油・輸送機産業関連分野、プラスチック・繊維産業関連分野、情報・電気電子産業関連分野及び環境・住設産業関連分野の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

## (表示方法の変更に関する注記)

### (連結貸借対照表)

基幹システムの変更を契機に、より適切な表示の観点から「未払費用」及び「未払金」の表示方法の見直しを実施しました。前連結会計年度において「未払費用」に含めて表示しておりました債務の確定している未払額については、当連結会計年度より「未払金」として表示することにしました。

これに伴い、前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

また、前連結会計年度において「未払費用」に含めていた外注費に係る支払債務は基幹システムの変更に伴い、資材購入に係る買掛債務と一元管理することとなったため、当連結会計年度より「買掛金」に含めて表示することとしました。

これらの結果、当連結会計年度における流動負債の「未払費用」は金額的重要性が乏しくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の流動負債の「未払費用」に含まれる債務の確定している未払額は2,593百万円、「その他」に含まれる未払金は3,234百万円及び「未払費用」に含まれる外注費は248百万円であります。

### (連結損益計算書)

従来、連結損益計算書に独立掲記していた「営業外費用」の「棚卸資産廃棄損」は当連結会計年度より「売上原価」に含めて表示しております。

これは基幹システムの変更を契機に各事業の業績評価方法を見直したことによるものです。

なお、前連結会計年度の「棚卸資産廃棄損」は281百万円であります。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 事業構造改革引当金の計上

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

事業構造改革引当金 4,706百万円

事業構造改革引当金の主な内訳は固定資産除去費用2,053百万円、従業員に対する経済補償金等996百万円及びその他1,655百万円であります。

事業構造引当金繰入額は特別損失の事業構造改革費用に含めて表示しております。

#### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当連結会計年度において『新中期経営計画2025』における構造改革の一環として、高吸水性樹脂事業及び中国江蘇省南通市における界面活性剤やウレタン樹脂製品等の生産事業の撤退（以下、「本事業撤退」）を決定しました。本事業撤退の決定に伴い、これらの事業に関連する当社連結子会社であるSDPグローバル株式会社（以下、「SDP社」）、SDPグローバル（マレーシア）SDN. BHD（以下、「SDPM社」）、ならびに三洋化成精細化学品（南通）有限公司（以下、「SKN社」）の解散に伴い将来発生すると見込まれる金額について事業構造改革引当金として計上しております。

##### ② 主要な仮定

本事業撤退に伴い、SDP社、SDPM社及びSKN社で将来発生する費用は、解散・清算手続が各社所在地国において工場の撤去や従業員の退職を含めて、通常必要とされる期間に実施されると仮定して策定した計画に基づいて算定しております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

解散・清算手続きの遅延、解散・清算過程で想定していない費用の発生など計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において事業構造改革引当金の追加または減額が生じる可能性があります。

### 2. タイ子会社の固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産 3,978百万円

減損損失 2,986百万円

#### (2) 連結計算書類利用者の理解に資する他の方法

##### ① 算出方法

当社グループのうち、日本の拠点についてはわが国の会計基準に準拠して、また、海外の拠点について

は、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、国際財務報告基準等に準拠しております。

当連結会計年度において、当社連結子会社であるサンヨーカセイ（タイランド）リミテッドにおいて減損の兆候が識別されたため、回収可能性のテストを実施し、同社が保有する固定資産の帳簿価額が回収可能価額を上回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

回収可能価額は使用価値にて測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、製造設備等の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは社内で承認された事業計画と事業計画が策定されている期間を超える期間については成長率をもとに見積っています。また、割引率は加重平均資本コストを使用しております。

② 主要な仮定

使用価値の見積りにおける主要な仮定は事業計画の基礎となる販売数量、成長率及び割引率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見直しが必要になった場合には翌連結会計年度に減損損失を計上する可能性があります。

## (追加情報)

### (取締役等に対する株式報酬制度)

当社は2018年6月22日開催の第94期定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」）を対象とする株式報酬制度を導入しております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」）が当社株式を取得し、当社が当該取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役等に対して交付されるという株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式については、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末で473百万円、104,500株であります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 185,123百万円

## (連結損益計算書に関する注記)

### 1. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
サンヨーカセイ（タイランド）リミテッド タイ国バンコク市、ラヨン県	プラスチック・繊維産業関連製品製造設備等	機械装置・建物等 *1
三大雅精細化学品（南通）有限公司 中国江蘇省	生活・健康産業関連製品製造設備	機械装置等 *2

当社グループは原則として工場別に資産のグルーピングを実施しております。

(\*1) 営業から生じる損益が継続してマイナスであり、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、2,986百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物882百万円、機械装置及び運搬具1,308百万円、建設仮勘定681百万円及びその他114百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの見積額を12.5%で割り引いて算定しております。

(\*2) 一部設備について使用見込みがなくなったため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、251百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置及び運搬具245百万円及びその他6百万円であります。

## 2. 事業構造改革費用

当連結会計年度において、『新中期経営計画2025』における構造改革の一環として、高吸水性樹脂事業及び中国江蘇省南通市における界面活性剤やウレタン樹脂製品等の生産事業から撤退（以下、「本事業撤退」）を決定したことに伴う費用であります。

事業構造改革費用の主な内訳は減損損失4,159百万円、契約解除金3,116百万円、固定資産除却費用1,962百万円及びその他2,820百万円であります。

減損損失に係るものは以下のとおりであります。

場所	用途	主な内訳
SDPグローバル(株) 愛知県東海市 京都府京都市 等	生活・健康産業関連製造設備等	建物及び構築物 432百万円 機械装置及び運搬具 29百万円 その他 0百万円
三洋化成精細化学品（南通） 有限公司 中国江蘇省	石油・輸送機産業関連製品製造設備 情報・電子産業関連製品製造設備 等	建物及び構築物 298百万円 機械装置及び運搬具 1,002百万円 その他 355百万円
SDPグローバル（マレーシ ア）SDN.BHD マレーシアジョホール州	生活・健康産業関連製造設備	建物及び構築物 1,242百万円 機械装置及び運搬具 394百万円 その他 404百万円

当社グループは原則として工場別に資産のグルーピングを実施しております。

上記製造設備等は本事業撤退の決定により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として事業構造改革費用に含めて特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び構築物については、撤去予定であることから備忘価額まで減額し、その他の資産については、専門家による鑑定評価等から処分費用見込額を控除した価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,534,752	—	—	23,534,752
合 計	23,534,752	—	—	23,534,752
自己株式				
普通株式 (注)	1,460,503	668	12,216	1,448,955
合 計	1,460,503	668	12,216	1,448,955

- (注) 1. 増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。  
2. 減少株式数は、単元未満株式の買増請求による減少16株、取締役等に対する株式報酬制度による減少12,200株であります。  
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式104,500株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月24日 取 締 役 会	普通株式	1,886百万円	85.0円	2023年3月31日	2023年6月7日
2023年11月10日 取 締 役 会	普通株式	1,886百万円	85.0円	2023年9月30日	2023年12月4日

- (注) 1. 2023年5月24日取締役会の決議による配当金の総額には、取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式に対する配当金9百万円が含まれております。  
2. 2023年11月10日取締役会の決議による配当金の総額には、取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月23日 取 締 役 会	普通株式	1,886百万円	利益剰余金	85.0円	2024年3月31日	2024年6月6日

- (注) 2024年5月23日取締役会の決議による配当金の総額には、取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式に対する配当金8百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢とし、また、資金調達については当面は銀行借入を中心に賄う方針としております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の販売規定等に基づき、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況を年1回見直す体制としております。また輸出取引に係る外貨建ての債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替予約取引の利用等によりリスクを回避しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、全てが1年以内の支払期日となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このため、長期借入金を変動金利で調達する場合は、業績予測を厳密に精査して借入金額・期間を決定しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません(注)1.参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務及び短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	24,349	24,349	—
資産計	24,349	24,349	—
長期借入金(※1)	2,021	2,039	17
負債計	2,021	2,039	17

(※1) 長期借入金の連結貸借対照表計上額および時価については、1年内返済予定長期借入金を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,351

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価に分類しております。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	24,349	—	—	24,349
資産計	24,349	—	—	24,349

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,039	—	2,039
負債計	—	2,039	—	2,039

## (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	6,295円31銭
1株当たり当期純損失	384円99銭

**(収益認識に関する注記)**

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

報 告 セ グ メ ン ト						合 計
	生活・健康 産業関連分野	石油・輸送機産業 関連分野	プラスチック・ 繊維産業 関連分野	情報・電気電子産業 関連分野	環境・住設産業 関連分野	
日 本	20,534	35,503	21,999	21,644	14,479	114,161
米 国	—	9,220	543	89	220	10,075
中 国	19,012	3,323	1,104	828	1	24,269
そ の 他	6,348	2,431	1,587	307	329	11,004
顧客との契約から 生じる収益	45,895	50,479	25,235	22,870	15,030	159,510
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	45,895	50,479	25,235	22,870	15,030	159,510

(注) 販売元の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権	45,460百万円
契約負債	286

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

<計算書類>

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					任意積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	13,051	12,191	126	12,317	2,775	86,575	7,826	97,177	△5,730	116,815
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立						2,100	△2,100			-
剰 余 金 の 配 当							△3,772	△3,772		△3,772
当 期 純 損 失							△7,802	△7,802		△7,802
自 己 株 式 の 取 得									△2	△2
自 己 株 式 の 処 分			0	0					57	57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	2,100	△13,674	△11,574	54	△11,520
当 期 末 残 高	13,051	12,191	126	12,317	2,775	88,675	△5,848	85,602	△5,675	105,295

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	8,814	125,630
当 期 変 動 額		
別 途 積 立 金 の 積 立		-
剰 余 金 の 配 当		△3,772
当 期 純 損 失		△7,802
自 己 株 式 の 取 得		△2
自 己 株 式 の 処 分		57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,766	2,766
当 期 変 動 額 合 計	2,766	△8,753
当 期 末 残 高	11,581	116,876

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
    - ① 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定額法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (4) 退職給付引当金（前払年金費用）  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。
  - (5) 株式報酬引当金  
株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役等に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は生活・健康産業関連分野、石油・輸送機産業関連分野、プラスチック・繊維産業関連分野、情報・電気電子産業関連分野及び環境・住設産業関連分野の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

(貸借対照表)

基幹システムの変更を契機に、より適切な表示の観点から「未払費用」及び「未払金」の表示方法の見直しを実施しました。前事業年度において「未払費用」に含めて表示しておりました債務の確定している未払額については、当事業年度より「未払金」として表示することにしました。

また、前事業年度において「未払費用」に含めていた外注費に係る支払債務は基幹システムの変更に伴い、資材購入に係る買掛債務と一元管理することとなったため、当事業年度より「買掛金」に含めて表示することとしました。

なお、前事業年度の流動負債の「未払費用」に含まれる債務の確定している未払額は2,232百万円、「未払費用」に含まれる外注費は53百万円であります。

(損益計算書)

従来、損益計算書に独立掲記していた「営業外費用」の「棚卸資産廃棄損」は当事業年度より「売上原価」に含めて表示しております。

これは基幹システムの変更を契機に各事業の業績評価方法を見直したことによるものです。

なお、前事業年度の「棚卸資産廃棄損」は231百万円であります。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 関係会社長期貸付金の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金 13,975百万円、貸倒引当金 △12,175百万円

##### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

###### ① 算出方法

当社連結子会社であるSDPグローバル株式会社（以下、「SDP社」）への長期貸付金に対する貸倒引当金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。回収不能見込額は主としてSDP社の財務内容に基づき決定しております。

###### ② 主要な仮定

回収不能見込額の基礎となるSDP社の財務内容は事業構造改革引当金の見積りに重要な影響を受ける可能性があります。当該見積りの内容については、連結注記表「（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

###### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

2024年3月31日現在、計算書類にはSDP社に対する関係会社長期貸付金13,975百万円及び貸倒引当金12,175百万円が含まれております。事業構造改革引当金の見積りが変動した場合、翌事業年度において貸倒引当金の追加または減額が発生する可能性があります。

### (追加情報)

(取締役等に対する株式報酬制度)

「取締役等に対する株式報酬制度」について連結注記表「（追加情報）（取締役等に対する株式報酬制度）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	132,631百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	10,839百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3百万円
関係会社に対する短期金銭債務	9,152百万円
関係会社に対する長期金銭債務	76百万円
3. 保証債務	
関係会社の取引債務に対する保証	6,627百万円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	22,598百万円
仕入高	18,400百万円
その他の営業取引高	3,777百万円
営業取引以外の取引高	3,912百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 末 株 式 数 ( 株 )
普通株式 (注)	1,460,503	668	12,216	1,448,955
合 計	1,460,503	668	12,216	1,448,955

- (注) 1. 増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。  
 2. 減少株式数は、単元未満株式の買増請求による減少16株、取締役等に対する株式報酬制度による減少12,200株であります。  
 3. 当事業年度末の自己株式数には、取締役等に対する株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託が保有する株式104,500株が含まれております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## (繰延税金資産)

未払事業税	89百万円
賞与引当金	500百万円
未払賞与に係る社会保険料	70百万円
棚卸資産評価損	235百万円
貸倒引当金	3,866百万円
債務保証損失引当金	793百万円
関係会社事業損失引当金	126百万円
投資有価証券評価損	896百万円
関係会社株式評価損	4,697百万円
関係会社出資金評価損	898百万円
出資金評価損	348百万円
その他	698百万円
繰延税金資産小計	13,223百万円
評価性引当額	△9,985百万円
繰延税金資産合計	3,237百万円

## (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,966百万円
前払年金費用	△532百万円
繰延税金負債合計	△4,499百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	△1,261百万円

**(関連当事者との取引に関する注記)**

関連当事者との取引状況につきましては下記のとおりとなります。

## 1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SDPグローバル㈱	(所有) 直接 100%	原材料の転売 (注1) 役務の提供 役員の兼任	資金貸付 (注2) 債務保証 (注3)	1,832 6,400	関係会社 長期貸付金	13,975
子会社	SDPグローバル (マレーシア) SDN.BHD	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 (注4)	2,828	債務保証 損失引当金	2,600

## 取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 一般取引条件と同様であるため、取引の内容等については記載しておりません。

(注2) SDPグローバル㈱への長期貸付金に対し、12,175百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において9,160百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3) 金融機関からの借入金に対して、当社が債務保証を行っております。

(注4) SDPグローバル(マレーシア)SDN.BHDの仕入先に対する債務の一部に対して当社が債務保証を行っております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	5,291円95銭
1株当たり当期純損失	353円34銭

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

# 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

## 1. 企業の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことで、経済活動は正常化に向かい、個人消費や輸出に持ち直しの動きが見られましたが、世界的な設備投資意欲の減退など依然として厳しい状況となりました。世界経済は、米国景気は底堅い一方、欧州は景気減速傾向にあり、また中国は輸出の低迷や不動産市況悪化の影響等により景気回復が遅れております。加えて、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東地域をめぐる情勢の悪化による資源エネルギー価格の高止まり・物価上昇など、先行き不透明な状況にあります。

化学業界におきましては、為替相場は、米国のインフレ率の鈍化や日銀による金融政策正常化への期待の高まりなどから円が反発する場面もありましたが、年間を通して米欧の長期的な金融引き締め観測から円安方向に推移しておりました。原油価格は世界的な景気の鈍化と中東情勢の緊迫化を背景に上昇基調を示しており、また中国の内需不振に加え中国製品の供給過剰により日本およびアジアマーケットにおける価格競争が激化するなど、事業環境は予断を許さない状況にあります。

高吸水性樹脂（SAP）の主用途である紙おむつ需要は、日本・中国などで販売不振を余儀なくされ、また、自国市場では消費しきれない中国品など安価SAPのアジア市場への流出増等により価格競争がさらに厳しくなるなど、SAP事業は引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境下における当事業年度の売上高は、原材料価格上昇による販売価格上昇の一方、販売数量減少の影響により、5,509百万円(前事業年度比51.5%減)となりました。利益面では、販売数量の減少および原材料価格上昇に伴う売買差益の縮小などにより、営業損失は1,062百万円(前事業年度は937百万円の損失)、経常損失は1,557百万円(前事業年度は1,490百万円の利益)、SDPMに対する債権の貸倒損失6,146百万円や関係会社事業損失引当金繰入額811百万円、固定資産の減損損失462百万円を特別損失に計上した結果、当期純損失は9,160百万円(前事業年度は301百万円の損失)となりました。以上の状況において、収益改善に向けて検討を続けて参りましたが、2024年3月25日の取締役会及び臨時株主総会において事業撤退の方針を決議致しました。

### (2) 資金調達の状況

当事業年度中に、運転資金、銀行長期借入金の返済資金及びSDPMへの貸付資金として、1,832百万円(外貨建て6.7百万米ドル)を短期借入金にて調達しました。

### (3) 対処すべき課題

- ①事業撤退の方針に従い、可及的速やかに、且つ、顧客への影響を最小限に抑えるような方法で事業終了に向けた手続きを実行する必要があります。
  - ②日本においては、既存顧客の切り替え対応に掛かる期間に必要な在庫量を丁寧且つ迅速に聴取し、適切な時期に生産完了できるように生産計画を策定し確実に実行していきます。併せて既存在庫については滞留しないように顧客との適切な引き取り交渉を進めて参ります。また、サプライヤーに対しては生産量減少に伴う使用料減少による違約金等を最小限に抑えるべく適切な交渉を進めて参ります。
  - ③三大雅精細化学品（南通）有限公司（以下、SDN）については、中国企業である南通江天化学股份有限公司（以下、江天化学）への株式譲渡の検討段階にあり、デューデリジェンス等の必要な手続きの実施・支援を進めて参ります。
  - ④SDPMについては、可能な限り早い時期に清算終了すべく資金面・手続き面も含めた必要なサポートを実施して参ります。
  - ⑤事業撤退の方針を受けて、銀行各行からは借入の返済等厳しい対応を迫られておりますが、三洋化成工業株式会社からの借入枠の増枠により対応して参ります。
  - ⑥コーポレートガバナンスを最重要課題のひとつと位置づけ経営の統治機能の充実を図るとともに、コンプライアンスの徹底と内部統制システムの整備と運用に注力して参ります。
  - ⑦当社は、当事業年度において当期純損失を計上し、また、当事業年度末で債務超過であり、また、事業撤退の方針も決定していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。しかし、2024年度においても必要な生産等の事業活動を行うことを前提とした方針であり、銀行各行から借入金の返済を求められた場合には、三洋化成工業株式会社から直接追加融資等の支援を受けるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。
- 今後も引続き、株主各位のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2020年度 第20期	2021年度 第21期	2022年度 第22期(前期)	2023年度 第23期(当期)
売 上 高 (百万円)	11,098	11,376	11,366	5,509
経 常 利 益 (百万円)	1,102	△173	1,490	△1,557
当期純利益 (百万円)	894	△606	△301	△9,160
1株当たり当期純利益 (円)	20,333.59	△13,777.58	△6,857.20	△208,200.63
総 資 産 (百万円)	17,094	15,610	19,826	10,891
純 資 産 (百万円)	△2,107	△2,713	△3,014	△12,175

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

##### (a) 親会社との関係

当社の親会社は、三洋化成工業株式会社であり、株式を100%保有しております。また、当社の役員7名（取締役5名、監査役2名）は同社の役員が兼務しております。

##### (b) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との間で一部の製品販売、原料購入、物流等を業務委託し行っておりますが、その内容を定期的に見直すとともに、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性は問題ないもので、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
三大雅精細化学品(南通)有限公司	64百万米ドル	100.0%	高吸水性樹脂の製造・販売
SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD.	67百万米ドル	100.0%	高吸水性樹脂の製造・販売

(6) 主要な事業内容

当社は、高吸水性樹脂の製造・販売・研究開発を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場等

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区
名古屋工場	愛知県東海市
研究部	京都府京都市

② 子会社

名 称	所 在 地
三大雅精細化学品(南通)有限公司	中国江蘇省南通市
SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州

(8) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	△3名	42歳	7年

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
三洋化成工業株式会社	13,975百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,560百万円
株式会社三井住友銀行	1,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,600百万円
株式会社みずほ銀行	640百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,000株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
三洋化成工業株式会社	44,000株	100.0%

## 3. 会社役員に関する事項

### 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今泉 雄高	三大雅精細化学品(南通)有限公司 董事長 SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役 三洋化成工業株式会社 執行役員 経企本部 副本部長
取締役副社長	望月 毅	営業担当 三大雅精細化学品(南通)有限公司 董事 SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役
取締役	林 太奎	管理担当
取締役	加藤 信二郎	生産担当 三大雅精細化学品(南通)有限公司 董事総経理
取締役	鈴木 一充	技術・開発担当
監査役	黒目 泰一	三洋化成工業株式会社 監査役
監査役	古田 剛志	三洋化成工業株式会社 営業本部長

(注)1. 当期中の役員の変動は、次の通りであります。

- (1) 2023年6月27日付で、代表取締役社長 下南裕之氏は任期満了により退任いたしました。
  - (2) 2023年6月27日付で、当社代表取締役社長として今泉雄高氏が就任しております。
2. 当事業年度の末日後 2024年4月30日付で、取締役鈴木一充氏は取締役を辞任いたしました。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円

(注)監査役は、担当役員、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、これまでの職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合、解任または不再任の決定に該当しますが、当社においてそのような事態は生じておりません。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ユニークな技術で、グローバルに展開し、より豊かな社会、より快適な生活環境・地球環境の実現に貢献します。」の経営理念のもと、「企業倫理憲章」の実践を通じて、よき企業市民として持続可能な社会の実現に貢献して行きます。そのため、「コンプライアンスなくして優良企業たりえず」および「企業の社会的責任を肝に銘じて行動する」ことを掲げ、コーポレートガバナンスの強化を図るべく、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として以下の基本方針を取締役会で決議しています。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (a)取締役および使用人は、法令・定款で定める事項や社会規範および社内規定等を遵守するため、親会社の「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」に基づき行動します。また、親会社の企業倫理担当取締役のもと、当社管理担当取締役をして企業倫理の確立と実践を図るとともに、コンプライアンスに関わる教育・研修の活動を通じて、コンプライアンスの徹底を図ります。
  - (b)取締役会は、「取締役会規程」に則り原則として月に1回開催し、法令・定款に定める事項、並びに業務執行に関する重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会の運営状況については監査役が監査し、結果を取締役会に報告します。
  - (c)取締役会直轄の組織として、コンプライアンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスの強化を図ります。
  - (d)法令および定款等に適合した職務の執行を行うため、「就業規則」、「業務責任規定」等の規定を定めます。
  - (e)管理部が、「内部監査規定」に基づき法令・定款や社内規定等の遵守状況を監査します。
  - (f)当社および当社グループの使用人からのコンプライアンスに関する相談または通報に対しては、「内部通報規定」に基づき適正に対応します。
  - (g)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした対応を徹底し関係を遮断します。
- ②取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (a)会社の機密情報や個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止するため、「機密管理規定」や「個人情報保護管理規定」等を定め適正に管理します。
  - (b)「文書管理規定」等を定め、これに基づき取締役会・経営会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の職務の執行に係る決裁書類、会社の権利義務を証する各種契約文書等の重要な業務執行関連文書を適正に保存・管理します。
  - (c)会社法、金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示則に基づいて開示が必要な会社情報は勿論のこと、適時開示則に該当しない重要な情報についても、親会社のディスクロージャー・ポリシーに従い適時適切に、積極的かつ公正に開示します。
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (a)経営戦略や事業目的等の達成に影響を及ぼす重要なリスクに対しては、管理部が中心となってリスクの軽減を図り、その運用状況を評価して改善に努めます。
  - (b)当社および当社グループを取り巻くリスクに対応すべく、「業務責任規定」、「製造物責任（PL）基本規定」、「情報セキュリティ規定」等の社内規定を定め、所管部署がリスク管理します。
  - (c)不測の事態が発生した場合は、「BC（事業継続）対策本部規定」や「環境・保安基本規定」に基づき、現地対策本部を立ち上げ迅速かつ的確に対応します。また、不測の事態発生を想定した訓練を計画的に実施します。
  - (d)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価・改善活動を推進します。
  - (e)管理部が各業務執行部門のリスク管理状況を監査します。

- ④取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督を行います。また、担当取締役は取締役会で決定した経営方針等に従い業務執行を行うことで、経営の意思決定と業務執行の区分を明確にします。
  - (b) 取締役会決議事項を事前審議するとともに、担当取締役の重要な業務執行の具体的内容を審議・決定するため、「経営会議」を原則として月1回開催し業務執行の効率化を図ります。
  - (c) 中期経営計画および年度総合計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、業績管理を行い、業務執行の結果を明らかにします。
  - (d) 各組織の権限および責任の明確化のため、「業務責任規定」、「職務責任手続規定」を定め、業務執行の効率化を図ります。
  - (e) 効率的な業務執行を行う体制を構築するため、親会社のITシステムの主管部署と協議してシステム整備およびその維持・改善を図ります。
- ⑤当社ならびにその親会社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役および使用人が法令・定款で定める事項や社会規範および社内規定等を遵守するため、親会社の「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を当社グループ全体で共有し、その浸透・徹底を図ります。
  - (b) 「関係会社運営規定」を定め当社グループの権限配分を適正化するとともに、当社の担当取締役が当社グループの担当部門を指導する体制とします。
  - (c) 親会社が定めた「関係会社運営規定」に基づき、当社と親会社間の権限配分および業務の適正化を図ります。
  - (d) 当社グループへの取締役や監査役の派遣、経営会議の開催、並びに月報提出等を通じて当社グループの取締役等は、職務執行内容を当社に報告する体制とします。  
当社監査役は定期的に当社グループの取締役の職務執行の状況を監査します。
  - (e) 管理部は、定期的に当社グループの内部統制の実状を監査します。
- ⑥監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の独立性や実効性の確保に関する事項
- (a) 管理部所属の使用人が監査役を補助する体制とします。また、監査役からの指示に基づいて当該使用人が職務を執行できる環境を確保します。
  - (b) 監査役を補助する使用人の人事異動等に当たっては、事前に監査役と十分に意見交換をし、監査役の意見を尊重します。
- ⑦監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- (a) 当社および当社グループの取締役・担当取締役等は、当社監査役との定期的な会合を通じて、監査役に職務執行状況等を報告する体制とします。
  - (b) 監査役が会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、取締役会のほか経営会議・コンプライアンス委員会等の重要な会議には、監査役の出席を保証します。また担当取締役以上による決裁書類は全て監査役に回付するとともに、監査役から要求のあった書類は、全て監査役が閲覧できる体制とします。
  - (c) 内部監査の結果は、管理部から直接代表取締役および監査役に報告します。
  - (d) 当社グループの使用人からの親会社ホットラインへの内部通報の内容は、管理担当取締役が親会社の企業倫理担当取締役と協議し、かつ監査役に報告します。重要な内容に関しては当社および親会社のコンプライアンス委員会に報告し、その是正措置を決定し対策を講じます。
  - (e) 監査役は、管理部や会計監査人の監査計画作成に参画するとともに、必要に応じて監査に立会います。また、管理部や会計監査人とは、監査結果の報告や定期的な情報交換等を通じて連携を密にします。
  - (f) 監査役監査に対しては、監査役からの要請に基づき、管理部がこれに協力します。
  - (g) 監査役を補助する使用人の人事異動等に当たっては、事前に監査役と十分に意見交換をし、監査役の意見を尊重します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年5月1日施行の改正会社法に対応すべく、同年3月24日開催の取締役会において、前述の「内部統制システムに関する基本方針」の内容に同年4月1日付けで全面改定することを決議しました。また、同年5月27日の取締役会において、その一部を改定することを決議しました。

当社では、毎年、管理担当取締役が当該システムの構築・運用状況を評価し、取締役会に報告する仕組みとしております。

当事業年度において実施した内部統制上重要と考える主な取り組みは、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスに関する取り組み

- ・法令、定款、社会規範、社内規定等を遵守するため、親会社の定めた「企業倫理憲章」、「従業員行動指針」、「CSRガイドライン」、「コンプライアンスの心得」を当社グループで共有し、事業活動のあらゆる場面で社会的良識と清廉さをもって行動するよう努めています。
- ・三洋化成グループの企業倫理月間において、企業不祥事の防止やコンプライアンスについてeラーニング形態での受講およびテストを実施しました。

### ②リスクに関する取り組み

- ・経営戦略や事業目的等の達成に影響を及ぼす重要なリスクを選定し、親会社の内部統制部と連携し管理部が中心となり内部統制システムを構築しモニタリングと改善を図っております。
- ・BCP文書の策定・制定・改定を行い、不測の事態を想定した訓練を実施しました。

### ③取締役等の職務執行の効率化に関する取り組み

- ・2027年のありたい姿「全従業員が誇りを持ち、働きがいを感じるユニークでグローバルな高収益企業に成長し、社会に貢献する」の実現に向け、“変える”をスローガンに策定した第10次中期経営計画「New Sanyo for 2027」に基づき業務を遂行しました。
- ・価格戦略の見直しおよび全拠点を対象としたコストダウンを通じて当社グループの収益性改善に取り組みました。
- ・親会社と連携し、全社的な業務の見直しや働き方改革を推進することで、より柔軟で効率的に働ける環境整備に取り組みました。

### ④当社並びにその親会社および当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ・「関係会社運営規定」に基づき、当社取締役が子会社の担当部門を指導する体制を取っております。また、当社取締役の子会社への派遣、経営会議、月報提出等を通じて、当社グループの取締役等は当社に職務執行内容を報告する体制としています。

### ⑤監査役監査の実効性の確保等に関する取り組み

- ・監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役および取締役、ならびに主要な子会社の取締役と面談を行い、職務執行状況等に関して意見交換を行いました。
- ・監査役は取締役会、経営会議ならびにコンプライアンス委員会に出席し、会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しました。
- ・監査役は、会計監査人や当社管理部の監査計画の策定に参画するとともに、必要に応じて監査に立会い、また、会計監査人や当社管理部から監査結果の報告を受ける等、双方向の情報交換を通じて連携を図りました。

## (3) 剰余金の配当の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
[ 流 動 資 産 ]	[ 4,206]	[ 流 動 負 債 ]	[22,106]
現 金 及 び 預 金	536	買 掛 金	910
電 子 記 録 債 権	242	短 期 借 入 金	20,375
売 掛 金	1,232	未 払 金	281
製 品	1,913	未 払 費 用	28
半 製 品	74	賞 与 引 当 金	64
原 材 料	40	役 員 賞 与 引 当 金	3
容 器	4	未 払 法 人 税 等	45
貯 蔵 品	73	債 権 流 動 化 債 務	396
前 払 費 用	9		
未 収 消 費 税 等	30		
未 収 入 金	23		
仮 払 金	27		
貸 倒 引 当 金	△1		
[ 固 定 資 産 ]	[6,684]	[ 固 定 負 債 ]	[ 960]
有 形 固 定 資 産	0	長 期 預 り 金	10
建 物	0	事 業 構 造 改 革 引 当 金	139
構 築 物	0	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	811
機 械 装 置	0		
車 両 運 搬 具	0		
工 具 器 具 及 び 備 品	0		
無 形 固 定 資 産	0		
特 許 権	0		
ソ フ ト ウ ェ ア	0		
投 資 そ の 他 の 資 産	6,684		
関 係 会 社 出 資 金	6,650		
長 期 前 払 費 用	11		
敷 金 ・ 保 証 金	23		
		負 債 合 計	23,067
		純 資 産 の 部	
		[ 株 主 資 本 ]	[ △12,175]
		資 本 金	2,900
		資 本 剰 余 金	900
		資 本 準 備 金	900
		利 益 剰 余 金	△15,975
		利 益 準 備 金	499
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△16,475
		繰 越 利 益 剰 余 金	△16,475
		純 資 産 合 計	△12,175
資 産 合 計	10,891	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,891

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,509
売 上 原 価		5,649
売 上 総 損 失		△140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		922
営 業 損 失		△1,062
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1	
そ の 他	11	12
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	441	
為 替 差 損	65	
そ の 他	1	508
経 常 損 失		△1,557
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11	
事 業 構 造 改 革 引 当 金 繰 入 額	139	
貸 倒 損 失	6,146	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	811	
減 損 損 失	462	
そ の 他	0	7,571
税 引 前 当 期 純 損 失		△9,128
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31	31
当 期 純 損 失		△9,160

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当事業年度 期首残高	2,900	900	499	△7,314	△6,814	△3,014	△3,014
当期純損失	—	—	—	△9,160	△9,160	△9,160	△9,160
当期変動額 合計	—	—	—	△9,160	△9,160	△9,160	△9,160
当事業年度 期末残高	2,900	900	499	△16,475	△15,975	△12,175	△12,175

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関係会社出資金……移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

……月別総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

ただし、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……定額法

##### (2) 無形固定資産……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒見積率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(4) 事業構造改革引当金・事業構造改革に伴い、発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金・関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は高吸水性樹脂の製造・販売・研究開発を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

また、当社には子会社に高吸水性樹脂の製造や販売、技術の使用等を認めた契約によるロイヤリティ収入があります。ロイヤリティ収入は契約先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理…… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

#### 1. 貸借対照表

当社は、基幹システムの変更を契機として、より適切な表示の観点から「未払費用」及び「未払金」の表示方法の見直しを実施しました。前事業年度において「未払費用」に含めて表示しておりました債務の確定している未払額については、当事業年度より「未払金」として表示することにしました。

なお、前事業年度の流動負債の「未払費用」に含まれる債務の確定している未払額は506百万円であります。

#### 2. 損益計算書

従来、損益計算書で営業外費用の「その他」に含まれていた棚卸資産廃棄損は当事業年度より「売上原価」に含めて表示しております。

これは基幹システムの変更を契機に業績評価方法を見直したことによるものです。

なお、前事業年度で営業外費用の「その他」に含まれる棚卸資産廃棄損は0百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

子会社であるSDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. に対する関係会社投融資の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社事業損失引当金 811百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社子会社であるSDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. (以下、SDPM) の債務超過の金額が債権の帳簿価額を超える分を関係会社事業損失引当金として計上しております。

②主要な仮定

当事業年度において高吸水性樹脂事業からの撤退(以下、本事業撤退)を決定したことに伴い、SDPMで将来発生する費用は、解散・清算手続きが所在地国において工場の撤去を含めて、通常必要とされる期間に実施されると仮定して策定した計画に基づいて算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

解散・清算手続の遅延、解散・清算過程で想定していない費用の発生など計画の見直しが必要になった場合、翌期以降の計算書類において関係会社事業損失引当金の追加または減額が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,301百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務残高

①三洋化成工業株式会社

売掛金 420百万円

買掛金 910百万円

短期借入金 13,975百万円

未払金 169百万円

未払費用 17百万円

未収入金 18百万円

敷金 23百万円

②三大雅精細化学品(南通)有限公司

売掛金 21百万円

未収入金 5百万円

## (損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 関係会社との取引高

#### ①三洋化成工業株式会社

売上高	1,807百万円
仕入高	3,586百万円
その他の営業取引 (動力費等)	1,188百万円
営業取引以外の取引高 (支払利息)	408百万円
(雑収入)	59百万円

#### ②三大雅精細化学品(南通)有限公司

売上高	45百万円
営業取引以外の取引高 (業務受託料等)	15百万円

#### ③SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD.

売上高	18百万円
営業取引以外の取引高 (業務受託料等)	11百万円
貸倒損失	6,146百万円

### 3. 特別損失

#### ①減損損失

当事業年度で、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
愛知県東海市 京都府京都市 等	高吸水性樹脂製造設備等	機械装置、建物等

当社は、工場別に資産のグルーピングを実施しております。

高吸水性樹脂事業からの撤退により、収益性の低下が見込まれることから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、462百万円を減損損失として計上しております。その内訳は、建物390百万円、構築物41百万円、機械装置29百万円、その他0百万円であります。

#### ②貸倒損失

下記の関係会社に対する債権について回収可能性を検討し、貸倒損失を計上しております。

SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD.	6,146百万円
---------------------------------	----------

#### ③関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、

損失見込額を計上しております。

SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. 811百万円

④事業構造改革引当金繰入額

事業構造改革に伴い、発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

139百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における発行済株式の種類および株式数  
普通株式 44,000株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

賞与引当金	19百万円
賞与社会保険料	3百万円
棚卸資産評価損	98百万円
減損損失	484百万円
貸倒損失	4,203百万円
関係会社出資金評価損	2,104百万円
関係会社事業損失引当金	243百万円
繰越欠損金	310百万円
未払事業税	7百万円
その他	575百万円
繰延税金資産 小計	8,051百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△310百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△7,740百万円
評価性引当金 小計	△8,051百万円
繰延税金資産 合計	-百万円
繰延税金負債 合計	-百万円
繰延税金資産 (純額)	-百万円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢とし、また、資金調達については当面は親子ローン及び銀行借入を中心に賄う方針としております。デリバティブ取引は外貨建取引の将来の市場変動による損失の回避・コストの確定等を目的として「為替リスク管理規定」に基づき利用しており、投機的な取引は行いません。

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、得意先の信用リスクを含んでおります。当該リスクに関しては、当社の販売規定等に基づき、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、全ての取引先の信用状況を年1回見直す体制としております。

営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日となっております。短期借入金及び債権流動化債務は営業取引及び子会社への融資に係る資金調達です。借入金は、金利の変動リスクを含んでおります。

デリバティブ取引は外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約取引であり、毎月末の実行残高及び損益状況を担当役員に報告しております。ヘッジ会計は適用しておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクを含んでおりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

関係会社出資金(貸借対照表価額6,650百万円)は市場価格が無く、現金、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金及び債権流動化債務については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引状況につきましては下記の通りとなります。

### 1. 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (*1)	科目	期末残高 (百万円) (*1)
親会社	三洋化成工業 株式会社 (以下S C I)	被所有 直接100%	当社製品の販売 当社原材料の代替購入 動力費等の支払 役員の兼任 不動産の賃借	製品の販売(*2)	1,807	売掛金	420
				雑収入	59	未収入金	18
				原材料の購入(*3)	3,586	買掛金	910
				動力費等の支払(*4)	1,188	未払金 敷金	169 23
				利息の支払(*5)	408	未払費用	17
				当社銀行借入に対する 債務被保証(*6)	10,000	短期借入金	13,975

#### 取引条件及び取引条件の決定方法

- (\*1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (\*2) 価格は、両社で締結した一手販売店契約に基づき、取引価格は一定のマージンを上乗せしており、決済条件についてはS C Iとその販売先との決済条件をベースに両社で交渉し決定しております。
- (\*3) 価格は、S C Iが自社原料と同様、原則として複数原料メーカーから見積もりを入手し、市場の実勢価格を勘案し、発注先及び価格を決定しております。
- (\*4) 動力費等の支払については両社で締結したユーティリティ供給契約書に基づき、両社で定めた算定方式に基づいた従量料金単価に毎月の使用量を乗じた金額と固定費(月額)を加えた金額を、毎月の使用料として翌月末日までにS C Iに振り込むこととしております。
- (\*5) 借入利率は市場金利を勘案し算定しております。
- (\*6) 当社は銀行借入に対して三洋化成工業株式会社より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (*1)	科目	期末残高 (百万円) (*1)
子会社	三大雅精細 化学品(南通) 有限公司	所有 直接 100%	技術供与 役務の提供 役員の兼任	技術の供与 (*2)	45	売掛金	21
				役務の提供	15	未収入金	5
子会社	SDP GLOBAL (MALAYSIA) SDN. BHD. (以下SDP M)	所有 直接 100%	技術供与 役務の提供 役員の兼任 資金貸付等	技術の供与 (*2)	18	破産更生債権等	-
				役務の提供	11	破産更生債権等	-
				貸倒損失	6,146	破産更生債権等	-

取引条件及び取引条件の決定方法等

(\*1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(\*2) 技術の供与については、両者で締結したS A P技術実施許諾契約に基づき実施しております。

### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	△276,721円98銭
1株当たり当期純利益	△208,200円63銭

# 附属明細書(計算書類関係)

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建 物	433	14	406 (390)	41	0	823	823
	構 築 物	48	6	48 (41)	7	0	184	184
	機 械 装 置	46	198	233 (29)	11	0	5,895	5,895
	車 両 運 搬 具	0	-	0 (0)	0	0	10	10
	工具器具及び備品	1	-	0 (0)	0	0	387	387
	建 設 仮 勘 定	-	-	-	-	-	-	-
	計	529	220	688 (461)	61	0	7,301	7,301
無形 固定 資産	ソフ ト ウ ェ ア	0	10	10 -	0	0	/	
	特 許 権	0	-	0 (0)	0	0		
	計	0	10	10 (0)	0	0		

(注1) 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 主な増加額

換気ファン設置工事	(製造部)	21百万円
配管・保温工事	(製造部)	18百万円
ゲル取出し用ロータリーポンプの更新	(製造部)	17百万円
粗砕機ユニットの購入	(製造部)	9百万円

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,835	-	7,834	1
賞与引当金	52	64	52	64
役員賞与引当金	9	3	9	3
事業構造改革引当金	-	139	-	139
関係会社事業損失引当金	-	811	-	811

(注1) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒損失による取崩し額等であります。

(注2) 事業構造改革引当金の当期増加額は、事業構造改革に伴い、発生する費用及び損失に対する引当金等であります。

(注3) 関係会社事業損失引当金は、関係会社の事業に係る損失に備えた引当金等であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
運 送 費	156	
保 管 料	114	
特 許 使 用 料	6	
役員賞与引当金繰入額	3	
役 員 報 酬	21	
給 料	166	
賞 与	65	
退職給付費用	15	
法定福利費	46	
租 税 公 課	31	
不 動 産 賃 借 料	41	
減 価 償 却 費	1	
特 許 権 費 用	20	
会 計 監 査 費	15	
業 務 委 託 費	170	
厚 生 費	11	
消 耗 品 雑 費	5	
交 通 費	6	
調 査 費	4	
業 務 受 託 原 価	△17	
そ の 他	34	
計	922	

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

SDPグローバル株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SDPグローバル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役の監査報告書(謄本)

## 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

SDPグローバル株式会社

監査役 黒目 泰一 (印)

監査役 古田 剛志 (印)